平成２５年（フ）第２８号
島根県浜田市松原町286番地５
債務者　勝田　章吾
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３２号
島根県浜田市弥栄町木都賀イ845番地１
債務者　近藤むつ子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３３号
島根県浜田市金城町久佐ハ363番地14
債務者　長田　大輔
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１３０７号
愛知県あま市七宝町遠島三反田678番地５
債務者　小川　勇太
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３２３号
愛知県豊明市新栄町２丁目342番地
債務者　西山史郎こと　朴　　史郎
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５２号
北九州市門司区奥田４丁目３番１―606号
債務者　藤堂　隆宏
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５３号
北九州市門司区奥田４丁目３番１―606号
債務者　藤堂　絵美
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４５２号
北九州市小倉南区下南方１丁目６番７号
債務者　木村　由美（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４６８号
北九州市八幡西区馬場山東２丁目４番29号102
債務者　江口　芙美（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７６号
北九州市小倉北区片野４丁目９番６―901号
債務者　片見　　剛
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８９号
北海道旭川市永山４条15丁目４番６号
債務者　上香　敦嗣
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９９号
北海道旭川市９条西１丁目１番７号　セントドエルＢ棟108号室
債務者　小島　和幸
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２９号
北海道旭川市豊岡５条１丁目７番９―26号市住926
債務者　池野美津枝
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３０号
北海道旭川市豊岡９条１丁目３番８号　コーポサロマ５
債務者　岩村　洋子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３２号
北海道旭川市豊岡12条３丁目４番16号　ベルベール202号
債務者　中田　雅志
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３４号
北海道旭川市住吉６条１丁目２番17号
債務者　荻原　裕二
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部